

令和7年第2回竜王町議会定例会（第1号）

令和7年6月2日  
午後1時00分開会  
於 議 場

**1 議事日程（第1日）**

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第35号 専決処分につき承認を求めることについて  
(竜王町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 4 議第36号 専決処分につき承認を求めることについて  
(竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 5 議第37号 竜王町病児保育事業の実施に関する条例
- 日程第 6 議第38号 竜王町福祉ステーションの設置および管理に関する条例を  
廃止する条例
- 日程第 7 議第39号 竜王町介護予防支援事業所の設置および管理に関する条例  
の一部を改正する条例
- 日程第 8 議第40号 令和7年度竜王町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議第41号 令和7年度竜王町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 報第 1号 令和6年度竜王町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第11 報第 2号 令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）  
繰越明許費繰越計算書について
- 日程第12 報第 3号 令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）  
繰越明許費繰越計算書について
- 日程第13 報第 4号 令和6年度竜王町下水道事業会計予算繰越計算書について

## 2 会議に出席した議員（12名）

1番	中 村 国 希	2番	三 宅 政 仁
3番	若 井 政 彦	4番	大 橋 裕 子
5番	鎌 田 勝 治	6番	橘 せつ子
7番	澤 田 満 夫	8番	磯 部 俊 男
9番	内 山 英 作	10番	森 島 芳 男
11番	山 田 義 明	12番	小 西 久 次

## 3 会議に欠席した議員（なし）

## 4 会議録署名議員

9番 内 山 英 作 10番 森 島 芳 男

## 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町 長	西 田 秀 治	教 育 委 員 会 教 育 長	甲 津 和 寿
副 町 長	杼 木 栄 司	総 務 主 監	団 司 明 德
住 民 福 祉 主 監	川 嶋 正 明	産 業 建 設 主 監	森 德 男
会 計 管 理 者	寺 本 育 美	総 務 課 長	町 田 啓 司
未 来 創 造 課 長	岩 田 宏 之	中 心 核 整 備 課 長	織 田 政 則
税 务 課 長	奥 敏 和	生 活 安 全 課 長	富 田 尚 弘
住 民 課 長	臼 井 由 美 子	福 祉 課 長	中 原 江 理
健 康 推 進 課 長	野 村 博 嗣	自 立 支 援 課 長	小 森 久 美 子
農 業 振 興 課 長	中 島 孝 之	商 工 觀 光 課 長	西 村 忠 晃
建 設 計 画 課 長	中 西 政 也	上 下 水 道 課 長	越 智 裕 彰
教 育 次 長	森 岡 道 友	教 育 総 務 課 長	沖 宏 賢
学 校 教 育 課 長	山 中 博 嗣	生 涯 学 習 課 長	山 中 知 樹

## 6 職務のため議場に出席した者

議 会 事 務 局 長 寺 嶋 要 書 記 後 藤 麻 理 奈

開会 午後 1 時 00 分

○議長（小西久次） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は 12 人であります。よって、定足数に達していますので、これより令和 7 年第 2 回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申出がありますので、これを認めることにいたします。

西田町長。

○町長（西田秀治） 皆さん、こんにちは。令和 7 年竜王町議会第 2 回定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、本定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用の中、御出席いただき厚く御礼を申し上げます。

6 月に入り、木々の緑が色濃くなつてまいりました。梅雨入り間近、我が町の農作業は、田植も順調に進み、麦秋、麦刈りの季節を迎えております。

さて、我が町竜王町は、去る 4 月 29 日に町制施行 70 周年を迎え、5 月 25 日には、功労者の皆様の表彰など、この 10 年間を振り返り、「竜王町町制施行 70 周年記念式典」を開催させていただきました。加えまして、2 部では町民皆様に参加をいただき、合唱や子どもたちのダンスなど、節目の 70 周年を祝っていただきましたところでございます。県内はもちろん、甲斐市や新地町よりお越しいただいた来賓の皆様からも、「竜王町らしい手作りでいい式典だった」との声を多くいただきました。企画、運営をいただいた皆さん、また関係者の皆様に、感謝御礼を申し上げたいと思います。

また、昨日は、消防ポンプ操法大会を町制 70 周年記念事業として消防フェスタと併せて開催いただき、多くの方々にも御参加をいただき、70 周年を実感いただけたものと思っております。関係者の皆様に、重ねて感謝をいたします。

今後とも、各種団体ごとに創意工夫あふれるイベント等で 70 周年を盛り上げていただきたいと期待をしているところでございます。

最後に、本定例会に提案申し上げます案件につきまして、慎重なる御審議を賜り、適切な御結論をいただきますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（小西久次） これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に、専決処分報告書、並びに議会諸般報告書を配付いたしましたので、よろしくお願ひいたします。

なお、説明は省略いたしますので御了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（小西久次） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

竜王町議会会議規則第125条の規定により、9番 内山英作議員、10番 森島芳男議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第 2 会期の決定

○議長（小西久次） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月25日までの24日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月25日までの24日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第 3 議第35号 専決処分につき承認を求めるについて

（竜王町税条例の一部を改正する条例）

### 日程第 4 議第36号 専決処分につき承認を求めるについて

（竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

### 日程第 5 議第37号 竜王町病児保育事業の実施に関する条例

### 日程第 6 議第38号 竜王町福祉ステーションの設置および管理に関する条例を廃止する条例

### 日程第 7 議第39号 竜王町介護予防支援事業所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

### 日程第 8 議第40号 令和7年度竜王町一般会計補正予算（第1号）

### 日程第 9 議第41号 令和7年度竜王町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（小西久次）　日程第3　議第35号、専決処分につき承認を求めるについて（竜王町税条例の一部を改正する条例）から日程第9　議第41号、令和7年度竜王町水道事業会計補正予算（第1号）までの7議案について一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

○町長（西田秀治）　ただいま上程いただきました、議第35号から議第41号までの各議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議第35号、竜王町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、本条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定に基づき御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、その一部が令和7年4月1日から施行されることに伴い、竜王町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決処分したものでございます。

改正内容としましては、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率等の改正でございます。

次に、議第36号、竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、本条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定に基づき御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決処分したものでございます。

改正内容としましては、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げ、並びに低所得者に対する被保険者均等割額及び世帯別均等割額について、5割及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額を引き上げる改正でございます。

次に、議第37号、竜王町病児保育事業の実施に関する条例につきましては、保護者の就労及び子育ての両立を支援し、児童の健全な育成を図ることを目的と

して、病気中または病気の回復期にある児童を一時的に保育する病児保育事業を実施するに当たり、条例を制定するものでございます。

次に、議第38号、竜王町福祉ステーションの設置および管理に関する条例を廃止する条例につきましては、本年7月末を目途に福祉課が福祉ステーションから総合庁舎1階に移転すること、また、8月末を目途に竜王町社会福祉協議会が保健センターに移転することから、福祉ステーションを廃止するため本条例を廃止するものです。

また、これに伴い、竜王町議会の議決に付すべき公の施設の廃止または長期かつ独占的利用に関する条例についても、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第39号、竜王町介護予防支援事業所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、本年7月末を目途に竜王町介護予防支援事業所が総合庁舎1階に移転することから、本条例に規定する事業所の位置を改正するものでございます。

次に、補正予算について御説明いたします。

議第40号、令和7年度竜王町一般会計補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が122億2,000万円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ7,955万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億9,955万3,000円とさせていただくものです。

補正予算の主な内容としましては、調整給付金につきまして、昨年度、国の交付金を用いた物価高騰対策として定額減税を実施した際、令和6年分の所得税の推計額を基に、定額減税をしきれないと見込まれた方には調整給付金を給付したことですが、令和6年分の所得税額が今般確定したことから、昨年度の調整給付金にお不足が生じた方に対して不足額を給付するものでございます。

また、債務負担行為の補正につきましては、滋賀県6町行政情報システムクラウド共同利用事業について、次期システムの調達に係る手続を進められるよう、令和14年度までの利用分について8億1,150万円を追加するものでございます。

次に、議第41号、令和7年度竜王町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、令和7年度竜王町水道事業会計の第3条で定めました収益的収入の既決予定額3億6,525万9,000円に今回500万円を増額し、3億7,025万9,000円とさせていただくものです。

補正予算の内容といたしましては、昨年度の岡屋地先漏水事故に伴う賠償責任保険分の収入でございます。

以上、議第35号から議第41号までの各議案につきまして、提案理由を申し上げたところでございますが、議第40号につきましては、詳細について担当課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（小西久次） 町田総務課長。

○総務課長（町田啓司） ただいま町長から、議第40号、令和7年度竜王町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明があったところでございますが、さらにその内容について、お手元配付の提出議案説明資料10ページの令和7年度6月補正予算概要により説明させていただきます。

10ページの歳出から説明させていただきます。

調整給付金6,200万円の増額につきましては、令和6年分の所得税額の確定により、昨年度の調整給付金に不足が生じた方に対して給付するものでございます。また、当該給付に係る調整給付金システムの改修業務委託料165万円のほか、消耗品費等を計上しております。

次に、名誉町民表彰検討委員報償費4万2,000円及び名誉町民表彰審査委員報償費2万8,000円の増額につきましては、多大な功績により郷土の誇りとして町民から敬愛される方に贈る名誉町民表彰の創設に係る検討及び名誉町民表彰の審査を行う委員報償費でございます。

次に、地籍調査事業登記事務委託料96万8,000円の増額につきましては、山之上地区の地籍調査において、地権者との協議により合筆等の登記が一部必要となったことから、登記事務を委託するための費用でございます。

次に、公共交通デジタル技術活用業務委託料320万円の増額につきましては、ICOCAとマイナンバーカードの連携サービスを活用して、通学定期を半額でオンライン購入するためのシステム構築費用でございます。

次に、戸籍振り仮名法制化に伴う通信運搬費及び手数料8万円の増額につきましては、戸籍振り仮名法制化に伴う本籍人に対する通知書の発送後に想定される窓口問合せへの対応として、ナビダイヤルを利用するための費用でございます。

次に、障がい者福祉制度改正に伴うシステム改修委託料96万9,000円の増額につきましては、報酬請求システムのサービスコード変更に伴うシステム改修費用でございます。

次に、福祉ステーション改修工事関係費 16万円の増額につきましては、福祉ステーション改修に伴う警備保障システム解約等の工事費でございます。

次に、耕・畜・工連携バイオマス資源循環事業としまして、栽培実証報償費 6万円の増額及び土壤分析手数料 6万 8,000 円の増額につきましては、播種時期を迎える「大豆」及び「そば」の圃場が確保できしたことから、バイオ液肥としての効果を検証するための費用でございます。

次に、集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金 227万円の増額につきましては、集落ビジョンの実現に向けた取組として、町内 2 法人において、共同利用の機械購入や若者等の雇用に係る費用について、当初計画から一部変更があつたことから、県補助金が増額されたことに伴うものでございます。

次に、農業水路等長寿命化・防災減災事業としまして、ため池詳細調査業務委託料 200万円の増額につきましては、山之上地先の宝来池耐震調査について、県補助金の割当内示が当初予定額より追加されたため増額するものでございます。

また、ため池整備設計業務委託料 260万円の増額及びため池廃池等整備工事 260万円の減額につきましては、廃池を予定している山面地先の谷の上池について、下流域水路への影響等を設計業務に含めることが国の指針で示されたことから、ため池整備設計業務委託料の増額が必要になったため、同一事業内で予算の組替えを行うものでございます。

なお、工事費については令和 8 年度の着工を予定しています。

次に、農地耕作条件改善事業補助金 13万円の増額につきましては、町内 1 法人が申請されている田の大区画化に伴う畦畔除去に対する農地耕作条件改善事業補助金について、県による割当内示が当初予定額より追加されたため、町負担分について増額するものでございます。

次に、高速自動車国道救急業務支弁金 87万 8,000 円の増額につきましては、名神高速道路上における東近江行政組合消防本部の救急業務に係る支弁金が 4 月に確定したため、当初予算額との差額を増額するものでございます。

次に、防災センター修繕費 220万円の増額につきましては、耐用年数が経過している防災センター PGS アースの抵抗値が過大となっていることから、PGS 交換及びアース設置を行うための費用でございます。

続きまして、歳入補正予算について説明させていただきます。

10 ページの歳入に戻りまして、説明させていただきます。

国庫支出金について、障害者自立支援給付費負担金 48万 4,000 円の増額

につきましては、障がい者福祉制度改正に伴うシステム改修費に対する国の補助分でございます。

次に、デジタル田園都市国家構想交付金 160万円の増額につきましては、ICOCAとマイナンバーカードの連携サービスを活用した通学定期のオンライン購入に係るシステム構築費用に対する交付金でございます。

次に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 6,650万円の増額につきましては、調整給付金を含む諸費用に対する交付金でございます。

次に、県支出金について、集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金 227万円の増額につきましては、町内2法人における共同利用の機械購入や若者等の雇用に係る費用について、県の補助金が増額されたことに伴うものでございます。

次に、農地防災事業補助金 200万円の増額につきましては、山之上地先のため池詳細調査費用に対して割当内示が当初予定額より追加されたため、増額するものでございます。

最後に、その他として、病児保育料 5万3,000円につきましては、今年度より実施します病児保育の利用料の見込額でございます。

次に、高速自動車国道救急業務支弁金 87万8,000円の増額につきましては、名神高速道路上における東近江行政組合消防本部の救急業務に係る支弁金が4月に確定したため、西日本高速道路株式会社からの収入分について当初予算額との差額を増額するものでございます。

次に、財政調整基金繰入金 576万8,000円につきましては、今回の補正予算に伴う一般財源所要額に係る繰入分でございます。

続きまして、11ページの債務負担行為の補正につきましては、滋賀県6町行政情報システムクラウド共同利用事業について、現在利用しております6町クラウドシステムの契約が令和8年3月31日をもって期限を迎えることから、次期システムの調達に係る手続を進められるよう令和14年度までのシステム利用分について 8億1,150万円を追加するものでございます。

以上、令和7年度竜王町一般会計補正予算（第1号）の内容説明といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第10 報第1号 令和6年度竜王町一般会計繰越明許費繰越計算書について**

**日程第11 報第2号 令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）**

**繰越明許費繰越計算書について**

**日程第12 報第3号 令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）**

## 繰越明許費繰越計算書について

### 日程第13 報第4号 令和6年度竜王町下水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（小西久次） 次に、日程第10 報第1号、令和6年度竜王町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから日程第13 報第4号、令和6年度竜王町下水道事業会計予算繰越計算書についてまでの4報告について一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

西田町長。

○町長（西田秀治） 報第1号から報第4号までについて報告いたします。

繰越明許費繰越計算書の内容につきましては、令和6年度の定例会等において、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費としてお認めをいただきました令和6年度の繰越明許費に係るものでございまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

まず、報第1号、令和6年度竜王町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、今回繰越しをさせていただきましたそれぞれの事業名と翌年度繰越額を申し上げます。

一般管理費11万円、総合庁舎維持修繕事業253万円、居住ゾーン整備構想検討事業347万2,000円、町制70周年記念事業114万円、中心核整備事業3億862万4,000円、戸籍住民登録費231万9,000円、障害福祉総務費・一般管理467万2,000円、低所得世帯に対する物価高騰支援事業69万4,000円、ふれあいプラザ管理費130万円、児童手当72万5,000円、美化推進対策事業300万円、国保特別会計（施設・医科）繰出437万8,000円、出産・子育て応援交付金事業53万9,000円、日野川用水施設管理協議会負担金1,029万5,000円、農業水路等長寿命化・防災減災事業455万1,000円、道路橋梁整備事業7,398万4,000円、都市計画総務費・一般管理320万4,000円、運動公園管理運営事業445万3,000円、防災資機材整備事業3,537万5,000円、消防施設管理事業2,150万円、竜王小学校建設事業7億5,346万4,000円、竜王西小学校管理運営費237万6,000円、公民館管理運営費2,036万6,000円を繰り越しました。

次に、報第2号、令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰越明許費繰越計算書及び報第3号、令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）繰越明許費繰越計算書につきまして、今回繰越しをさせていただき

ましたそれぞれの事業名と翌年度繰越額を申し上げます。

国民健康保険事業特別会計事業勘定については、国保会計施設勘定（医科）繰出110万円を、国民健康保険事業特別会計施設勘定については、医科診療所医療用機械器具費547万8,000円を繰り越しました。

次に、報第4号、令和6年度竜王町下水道事業会計予算繰越計算書につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

下水道事業会計については、建設改良費2,200万円を繰り越しました。

以上、報第1号から報第4号までについての報告といたします。

○議長（小西久次） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

この際、日程第10 報第1号の報告について、質疑がありましたら、これを認めることにいたします。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、日程第10 報第1号の報告について、報告を終結いたします。

次に、日程第11 報第2号の報告について、質疑がありましたら、これを認めることにいたします。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、日程第11 報第2号の報告について、報告を終結いたします。

次に、日程第12 報第3号の報告について、質疑がありましたら、これを認めることにいたします。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、日程第12 報第3号の報告について、報告を終結いたします。

次に、日程第13 報第4号の報告について、質疑がありましたら、これを認めることにいたします。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、日程第13

報第4号の報告について、報告を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**○議長（小西久次）** 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後1時32分